700
6.9.5
付

福県医発第1607号（地）
令和６年９月４日

各 医 師 会 長　　殿

福 岡 県 医 師 会
会　長　蓮　澤　浩　明
（公 印 省 略）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

今般、令和６年７月31日付け令和６年厚生労働省告示第258号をもって薬価基準の一部が改正され、同年８月１日から適用された旨、別添のとおり日本医師会より通知がありました。

これを受け、令和６年７月31日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されましたが、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載が予定されております。

記

１．薬価基準の一部改正について

（１）令和６年７月18日付け福県医発第1221号（地）においてお知らせしたとおり、アンジェス株式会社から申請のあった再生医療等製品（注射薬１品目「コラテジェン筋注用４mg」）について、薬価基準の別表から削除された。

以上

（添付資料）

１．官報（令和６年７月31日号外第181号抜粋）
・厚生労働省告示第258号

２．使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
（令和６年７月31日付け保医発0731第４号厚生労働省保険局医療課長）

---

小郡三井医師会より　　医療保険担当理事　肥山淳一郎
会長　島田昇二郎

日医発第916号（保険）
令 和 6 年 8 月 23 日

都道府県医師会長　殿

日 本 医 師 会 長
松　本　吉　郎
（公印省略）

# 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和６年７月 31 日付け令和６年厚生労働省告示第 258 号をもって薬価基準が改正され、同年８月１日から適用されました。

これを受け、令和６年７月 31 日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されましたが、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

記

１．薬価基準の一部改正について

（１）令和６年７月９日付け日医発 659 号においてお知らせしたとおり、アンジェス株式会社から申請のあった再生医療等製品（注射薬１品目「コラテジェン筋注用 4mg」）について、薬価基準の別表から削除された。

（添付資料）

１．官報（令和 6 年 7 月 31 日　号外第 181 号 抜粋）
・厚生労働省告示第 258 号

２．使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
（令和 6 年 7 月 31 日付け 保医発 0731 第 4 号　厚生労働省保険局医療課長）

○文部科学省告示第九十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、平成十四年文部科学省告示第五十三号（補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年七月三十一日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　武見　敬三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 別表<br>補助金等の名称 / 処分を制限する財産の名称等（種類 / 構造又は用途等 / 細目） / 処分制限期間（年）<br>教員講習開設事業費等補助金（大学・民間企業等と連携した教師人材の確保強化推進事業及び地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業に限る。）<br>放送大学学園補助金<br>放送大学学園施設整備費補助金<br>［略］ / ［略］ / ［略］ / ［略］ | 別表<br>補助金等の名称 / 処分を制限する財産の名称等（種類 / 構造又は用途等 / 細目） / 処分制限期間（年）<br>放送大学学園補助金<br>放送大学学園施設整備費補助金<br>［略］ / ［略］ / ［略］ / ［略］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

附　則

この告示は、公布の日から施行し、令和六年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、「教員講習開設事業費等補助金（大学・民間企業等と連携した教師人材の確保強化推進事業に限る。）」については、令和五年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産にこれを適用する。

○厚生労働省告示第二百五十八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和六年八月一日から適用する。

令和六年七月三十一日

厚生労働大臣　武見　敬三

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 別表<br>注１～３　（略）<br>第１部　（略）<br>第２部<br>品名 / 注射薬規格単位 / 薬価（円）<br>（あ）～（け）　（略） | 別表<br>注１～３　（略）<br>第１部　（略）<br>第２部<br>品名 / 注射薬規格単位 / 薬価（円）<br>（あ）～（け）　（略） |

（こ）

（略）

（削る）

（略）

（さ）～（わ）　（略）

第３部～第７部　（略）

○厚生労働省
経済産業省
環境省告示第六号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第四条第五項及び第六項の規定に基づき、並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第五項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令（平成十六年三月十八日厚生労働省・経済産業省・環境省令第四号）を実施するため、新規化学物質の名称及び特定新規化学物質の判定結果を公示する。

令和六年七月三十一日

厚生労働大臣　武見　敬三
経済産業大臣　齋藤　健
環境大臣　伊藤信太郎

| 通し番号 | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第４条第１項の規定に基づき、同項第２号から第５号までのいずれかに該当するものである旨の通知をした新規化学物質の名称 | 整理番号 |
|---|---|---|
| 1502 | メチル＝１，２，３，４，４ａ，５，８，８ａ－オクタヒドロ－１，４：５，８－ジメタノナフタレン－２－カルボキシラート | (4)—2029 |
| 1503 | アルカンチオール（Ｃ＝９～13、分枝型）を連鎖移動剤とする、ブタ－１，３－ジエン・プロパ－２－エンニトリル共重合物 | (6)—4092 |
| 1504 | ２－エチルヘキシル＝プロパ－２－エノアート・エテニル＝アセタート・エテン・ナトリウム＝エテンスルホナート・２－ヒドロキシエチル＝プロパ－２－エノアート・プロパ－２－エンアミド・プロパ－２－エン酸共重合物（分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。） | (6)—4093 |
| 1505 | リチウム＝２，２－ジフルオロ－４，５－ジオキソ－１，３，２－ジオキサボロラン－２－ウイド | (5)—7118 |
| 1506 | エタン－１，２－ジイル＝ビス（２－メチルプロパ－２－エノアート）・４－エテニル－Ｎ－（トリフルオロメタンスルホニル）ベンゼン－１－スルホンアミド・２－メチルプロパ－２－エン酸・メチル＝２－メチルプロパ－２－エノアート共重合物のアンモニウム及びナトリウム塩（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。） | (6)—4094 |
| 1507 | ３－（トリエトキシシリル）プロパン－１－チオールと（ブタ－１，３－ジエン重合物）の付加反応生成物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。） | (6)—4095 |
| 1508 | アルキル（Ｃ＝12～15、直鎖型及び分枝型）＝２－メチルプロパ－２－エノアート・オクタデシル＝２－メチルプロパ－２－エノアート・Ｎ－［３－（ジメチルアミノ）プロピル］－２－メチルプロパ－２－エンアミド・ヘキサデシル＝２－メチルプロパ－２－エノアート・８－メチルノニル＝２－メチルプロパ－２－エノアート・メチル＝２－メチルプロパ－２－エノアート共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。） | (6)—4096 |

（こ）

（略）

| | | |
|---|---|---|
| コラテジェン筋注用４mg | ４mg1.6mL１瓶 | 611,478 |

（略）

（さ）～（わ）　（略）

第３部～第７部　（略）

| | | |
|---|---|---|
| 1509 | ２－エチルヘキシル＝プロパ－２－エノアート・エテニルベンゼン・Ｎ，Ｎ－ジメチル－２－［（２－メチルプロパ－２－エノイル）オキシ］エタン－１－アミニウム＝α－スルホナト－ω－（トリデシルオキシ）ポリ（オキシエタン－１，２－ジイル）・２－ヒドロキシエチル＝２－メチルプロパ－２－エノアート・ブチル＝プロパ－２－エノアート・プロパ－２－エン酸・Ｎ－（２－メチル－４－オキソペンタン－２－イル）プロパ－２－エンアミド・メチル＝２－メチルプロパ－２－エノアート共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。） | (7)—3969 |
| 1510 | ２－エチルヘキシル＝２－メチルプロパ－２－エノアート・エテニルベンゼン・２－ヒドロキシエチル＝プロパ－２－エノアート・ブチル＝プロパ－２－エノアート・Ｎ－（ブトキシメチル）プロパ－２－エンアミド・プロパ－２－エン酸・メチル＝２－メチルプロパ－２－エノアート共重合物（水及び酸に不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。） | (6)—4097 |
| 1511 | （$\eta^5$－シクロペンタジエニド）トリス（Ｎ－メチルメタンアミニド－$\kappa N$）ジルコニウム | (3)—4740 |
| 1512 | （{$N^1$，$N^{1'}$－［アザンジイルジ（エタン－２，１－ジイル）］ジ（エタン－１，２－ジアミン）と（アジリジン重付加物）と$N^1$，$N^{1'}$－（エタン－１，２－ジイル）ジ（エタン－１，２－ジアミン）とα－（２，５－ジオキソオキソラン－３－イル）－ω－ヒドロポリ（１，１－ジメチルエタン－１，２－ジイル／２，２－ジメチルエタン－１，２－ジイル）の反応生成物｝と１Ｈ，３Ｈ－ナフト［１，８－ｃｄ］ピラン－１，３－ジオンの縮合反応生成物）とフラン－２，５－ジオンの縮合反応生成物 | (7)—3970 |
| 1513 | メチル＝６－ホルミルデカヒドロ－１，４：５，８－ジメタノナフタレン－２－カルボキシラートとメチル＝７－ホルミルデカヒドロ－１，４：５，８－ジメタノナフタレン－２－カルボキシラートの混合物 | (4)—2030 |
| 1514 | エテニル＝アセタート・２－ヒドロキシエチル＝プロパ－２－エノアート・２－フェノキシエチル＝プロパ－２－エノアート・ブチル＝プロパ－２－エノアート共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。） | (6)—4098 |
| 1515 | エチル＝プロパ－２－エノアート・エテニルベンゼン・２－ヒドロキシエチル＝プロパ－２－エノアート・２－ヒドロキシエチル＝２－メチルプロパ－２－エノアート・ブチル＝プロパ－２－エノアート・ブチル＝２－メチルプロパ－２－エノアート・プロパ－２－エン酸・メチル＝２－メチルプロパ－２－エノアート共重合物（水及び酸に不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。） | (6)—4099 |
| 1516 | ナフタレン－１－オール・ピレン－１－オール・４，４′－（１－フェニルエタン－１，１－ジイル）ジフェノール・ホルムアルデヒド重縮合物と３－ブロモプロパ－１－インのエーテル化縮合反応生成物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が10％以下であるものに限る。） | (7)—3971 |

保医発 0731 第４号
令和６年７月 31 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）が令和６年厚生労働省告示第258号をもって改正され、令和６年８月１日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

１　薬価基準の一部改正について

（１）「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 23 条の 26 第５項の規定に基づき行われた申請の取下げについて」（令和６年６月 27 日医薬機審発 0627 第１号）に基づき、アンジェス株式会社から申請のあった再生医療等製品（注射薬１品目）について、薬価基準の別表から削除したものであること。

（２）（１）により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

| 区　分 | 内　用　薬 | 注　射　薬 | 外　用　薬 | 歯科用薬剤 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 品目数 | ７，３２７ | ３，６２１ | ２，０６４ | ２６ | １３，０３８ |

２　関係通知の一部改正について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和元年９月３日付け保医発 0903 第１号）記の４の（８）を削除する。

（参考）

# 薬価基準告示（削除分）

| Ｎｏ | | 薬価基準名 | 成分名 | 規格単位 | 薬価 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 注射薬 | コラテジェン筋注用４㎎ | ベペルミノゲン　ペルプラスミド | 4mg1.6mL1瓶 | 611,478.00 |

（参考：新旧対照表）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（令和元年９月３日付け保医発 0903 第１号）の記の４の（８）

（傍線部分は改正部分）

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| ４　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について<br>（削る） | ４　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について<br>（８）　コラテジェン筋注用 4mg<br>１）　本品の効能、効果又は性能において、「標準的な薬物治療の効果が不十分で血行再建術の施行が困難な慢性動脈閉塞症」とされていることから、本品の投与が適切と判断される患者であって、かつ閉塞性動脈硬化症の患者は以下のすべての要件を満たした場合、バージャー病の患者は以下の①～③の要件を満たした場合に限り算定できるものであること。なお、病態によって④の指標の測定が困難な閉塞性動脈硬化症患者においては、虚血に基づく潰瘍であると判断した血行動態指標（足趾血圧、足趾上腕血圧比（TBI）等）の測定値を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。<br>①　血管造影、コンピュータ断層血管造影（CTA）又は磁気共鳴血管撮影（MRA）により投与対象肢の浅大腿動脈、膝窩動脈又は膝窩下の動脈に閉塞又は狭窄部位が認められ、かつ潰瘍を有していること。<br>②　投与対象肢の血行再建術（血管内治療を含む）の適応が困難であること。<br>③　既存の内科的治療や処置による対象肢の症状の改善が認められないこと。 |

| | |
|---|---|
| | ④　対象肢の血行動態の指標が、以下の条件をいずれも満たすこと。<br>ア　安静時上腕・足関節血圧比（ABPI）が 0.6 以下であること<br>イ　足関節血圧が 70 mmHg 未満であること<br><br>２）　本品は以下の①～④のすべての要件を満たす施設で使用すること。<br>①　以下の３つの診療科を標榜していること。<br>ア　循環器内科<br>イ　血管外科又は心臓血管外科<br>ウ　形成外科又は皮膚科<br>②　循環器内科の経験を６年以上有する常勤医師、血管外科の経験を８年以上有する常勤医師、形成外科の経験を６年以上有する常勤医師、皮膚科の経験を５年以上有する常勤医師のいずれか１名以上が責任医師として配置されていること。<br>③　血行再建術に関する十分な臨床経験（計 50 件以上）を有する医師が、本品を用いた治療の医師として配置されていること。<br>④　定期的に循環器内科の医師、血管外科の医師、及び形成外科又は皮膚科の医師が参加する、慢性動脈閉塞症の治療方針を決定するカンファレンスが開催されていること。 |

| | |
|---|---|
| | ３）　糖尿病を合併している患者に本品を投与する場合は、糖尿病合併症管理料の施設基準を届け出ている保険医療機関で糖尿病の治療が行われていること。<br><br>４）　バージャー病で喫煙を継続している患者に本品を投与する場合は、ニコチン依存症管理料の施設基準を届け出ている保険医療機関で禁煙指導が行われていること。 |